

入札公告(物品) 4 (中保福) 第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。)第166条の規定により公告する。

令和4年5月24日

香川県中讃保健福祉事務所長 井下 秀樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽貨物自動車(狂犬病予防等特殊車両) 1台

(2) 購入物品の要求諸元

仕様書による

(3) 納入場所

香川県中讃保健福祉事務所(香川県丸亀市土器町東八丁目526番地)

(4) 納入期限

令和5年3月31日

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札運用基準」という。)に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和4年5月24日から令和4年5月30日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く午前8時30分から午後5時まで

郵便番号763-0082

香川県丸亀市土器町東八丁目526番地

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

電話番号:0877-24-9960

FAX番号:0877-24-8340

なお、直接交付以外を希望する者は、上記FAX番号に入札説明書交付申請書を添付して交付期間内に送信すること。(FAXした場合、送信後必ず電話で着信の確認をとること。)

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和4年5月31日正午までに3に示した場所に対し文書で行うこと。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、電話番号及びFAX番号を明記すること。(問い合わせ文書はFAXによる送付も可とするが、送信後必ず電話で着信の確認をとること。)

回答は、令和4年6月1日から令和4年6月3日午後4時までの間(休日を除く午前8時30分から午

後5時まで)、3に示した場所で閲覧に供するとともに、本公告に係る入札説明書の交付者全員に対してFAXで通知する。

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和4年6月17日 午後1時30分
- (2) 開札の日時
令和4年6月21日 午前10時
- (3) 開札の場所
香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和4年6月1日午後2時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和4年6月3日午後4時までに通知する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者
- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。
- (7) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した調達物品に係る機器の故障時等において、迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。なお、当該維持補修サービスの拠点は、機器の納入場所から2時間以内に到達できる場所にあること。
- (9) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

9 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、8の(1)及び(6)から(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月1日午後2時までに、3に示した場所に持参にて提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和4年6月3日午後4時までに電子入札システムにより通知する。

(2) 入札参加資格確認資料

- ①入札参加資格確認申請書
- ②誓約書
- ③出荷証明書(納品証明書)
- ④据付け・調整の体制及び維持補修体制証明書
- ⑤機能・諸元証明書

(3) 入札参加資格確認申請期間(電子申請及び書類提出)

令和4年5月24日午後1時35分～令和4年6月1日午後2時

(書類提出は、休日を除く午前8時30分～午後5時までとする。なお、6月1日は午後2時までとする。) 確認申請の対象となるのは、電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、申請期間内に(2)の入札参加資格確認資料を持参している者のみである。

(4) 入札参加資格の有無の審査については、提出された書類を別途内容確認して判断するため、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したのではないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。